公益社団法人　日本コンクリート工学会

特別委員会規程

令和元年５月 22 日　制定

令和８年 10 月 29 日　改正

（目的）

第１条　この規程は、特別委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

（組織）

第２条　委員会は、課題に関する調査・研究活動を担う必要数の委員をもって組織する。委員は、第３条に定める委員長が指名する。

（委員長、副委員長、幹事）

第３条　委員会に、委員長１名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長１名を置く。

２．委員長は、会長が指名する。

３．副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

（設置期間、任期）

第４条　委員会の設置期間は課題の特性に応じて原則２年以内で設定する。

２．委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は就任から委員会設置期間終了までとする。

３．任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

（職務、報告）

第５条　委員会は、理事会が重大性又は緊急性を有すると判断した特定課題に関する調査研究業務を行い、その成果を会長に報告する。

２．委員会は、報告書を出版し成果を公開することを原則とする。また、必要に応じて報告会を開催できる。

（運営）

第６条　委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

（規程の改廃）

第７条 この規程の改廃は、企画調整会議が発議し、理事会が決定する。

附　則

１．この規程は、令和元年５月 22 日から施行する。

２．この規程の改正は、令和８年 10 月 29 日から施行する。